

議案第 58 号

交通事故に関する和解及び損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 23 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、提案する
ものであります。

交通事故に関する和解及び損害賠償の額の決定について

市は、普通自動車の接触により物件に損害を与えた事故について、次のとおり和解し、当該事故に係る損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害賠償の相手方

調布市在住者

三鷹市在住者

小金井市貫井北町1丁目9番1号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京損害サービス部小金井サービスセンター

奥 寺 麻 衣

2 和解の要旨 別紙和解条項による。

3 損害賠償の額 1, 152, 374円

和 解 条 項

- 1 市は、相手方のうち調布市在住者に対し、市議会の議決を条件として、本件事故による損害賠償の額として、調布市在住者の損害金 880,816 円のうち、過失割合 9 割に相当する金 792,734 円の支払義務があることを認める。
- 2 調布市在住者は、市に対し、本件事故による損害賠償の額として、市の損害金 510,000 円のうち、過失割合 1 割に相当する金 51,000 円の支払義務のあることを認める。
- 3 市及び調布市在住者のそれぞれ支払うべき損害賠償の額を相殺し、市は、調布市在住者に対し、金 741,734 円を支払う。
- 4 市は、相手方のうち三鷹市在住者に対し、市議会の議決を条件として、本件事故による損害賠償の額として、三鷹市在住者の損害金 399,600 円のうち、過失割合 9 割に相当する金 359,640 円の支払義務があることを認める。ただし、相手方のうちの保険会社が市に代わって三鷹市在住者に当該損害賠償として保険金を支払っているときは、市は、保険会社に当該金額を支払うものとする。
- 5 市、調布市在住者、三鷹市在住者及び保険会社の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。